

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立小・中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立小・中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令

三次市立小・中学校文書取扱規程（平成16年三次市教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（文書の收受及び取扱い）

第8条 学校に到着した文書は、取扱者において收受する。

2 親展のものにあつては封をしたまま宛名人に交付し、それ以外のものにあつては、受付印を押して、文書処理簿に記載し、校長の閲覧に供する。ただし、刊行物、パンフレットその他軽易な文書については、文書処理簿への記載を省略することができる。

3 電子情報処理組織により受信した文書（以下「電子文書」という。）については、電子文書のまま校長の閲覧に供し、磁気ディスク等に保存することをもって、收受したものとみなし、文書処理簿への記載を省略することができる。ただし、紙で出力する必要があると校長が判断した電子文書については、前項のとおり処理する。

第11条第1項中「文書処理簿に発送年月日を記載して、これを」を削る。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 文書は、私有化されないよう一定の場所において管理者により管理するものとする。

第16条に次の1項を加える。

- 2 完結した電子文書は、年度毎に、一定の場所に保存する。

別表中

「

学校日誌	5		
------	---	--	--

」を

「

学校日誌	5		
学校運営協議会会議録	5		

」に、

「

基礎基本，学力診断テスト等

」を

「

学力到達度検査等

」に、

「

スポーツ振興センター	5	加入者名簿，災害報告書，給付金支払通知書
------------	---	----------------------

」を

「

スポーツ振興センター	5	加入者名簿，給付金支払通知書
	10	災害報告書

」に、

「

渉外	PTA	総会資料・規約	3	
		会議録	3	
		PTA会計簿	3	
	学年学級	学級会計報告	3	
		学級だより	3	

」を

「

渉外	学年学級	学級会計報告	5	
		学級だより	3	

」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年 月 日から施行する。